

自己点検シート

事業所名：

連絡先：TEL

—

記入日：令和

年

月

日

記入者職氏名：役職

氏名

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
I 基本方針					
1 基本方針【介】	特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態となった場合でも、特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるものとなっていますか。 また、事業者は、安定的かつ継続的な事業運営が図られるよう、努めていますか。	基準第192条の3	☐	☐	☐
【予】	介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 指定居宅サービスの提供に当たって、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。	(予防基準第254条) 基準第3条 (予防基準第3条)	☐	☐	☐
II 人員基準					
2 利用者の数	利用者の数【前年度の平均値】を記入してください。 ①利用者の数【 人】 (②+③) ※前年度の実績が6月未満の場合は①の括弧に定員の90%の数を記載してください。 ②要介護利用者数【 人】 ③要支援利用者数【 人】 ②要介護利用者数 ・前年度の実績が12月以上ある場合 →前年度の平均値(前年度の要介護利用者の利用延日数を当該前年度の日数で除して得た数) ・前年度の実績が6月以上12月未満の場合 →直近の6月における要介護利用者の利用延日数を6月間の日数で除して得た数 ③要支援利用者数 ・前年度の実績が12月以上ある場合 →前年度の平均値(前年度の要支援利用者の利用延日数を当該前年度の日数で除して得た数)÷3 ・前年度の実績が6月以上12月未満の場合 →直近の6月における要支援利用者の利用延日数を6月間の日数で除して得た数÷3	基準第192条の4 (予防基準第255条)	☐	☐	☐
3 利用者数の算定	従業者の員数を算定する場合の利用者数は、前年度の平均値としていますか。	基準第192条の4 (予防基準第255条)	☐	☐	☐
4 生活相談員	常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 必要数【 】 配置数【 】 ※100人までは常勤換算方法で1人必要 100人超～200人まで常勤換算方法で2人必要 生活相談員のうち1人以上は常勤かつ専従となっていますか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務(*)に従事することができる。 * 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者・要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービス提供を含む。 生活相談員は下記の資格要件を満たしていますか。 社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉主任任用資格	基準第192条の4 (予防基準第255条)	☐	☐	☐
5 介護職員	介護職員は常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人及び要支援者である利用者の数が30又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 ※利用者数は、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1人以上と算出する。	基準第192条の4 (予防基準第255条)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
6 計画作成担当者	1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする)を置いていますか。	基準第192条の4 (予防基準第255条)	☐	☐	☐
	計画作成担当者のうち1人以上は常勤となっていますか。		☐	☐	☐
	計画作成担当者は、専従であって、介護支援専門員の資格を有していますか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の他の職務(*)に従事することができます。 * 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者・要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービス提供を含む。		☐	☐	☐
	常に1人以上のサービス提供に当たる従業者(生活相談員、介護職員、計画作成担当者を含む)を配置していますか。 ※ただし、宿直時間帯についてはこの限りではない。		☐	☐	☐
7 管理者	管理者は、常勤・専従(※)ですか。 管理者が当該施設の他の職務を兼務している、又は他の事業所、施設での職務を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 (管理業務に支障はないですか。他の職務等との兼務している時間帯も、当該特定施設の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じていませんか。事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該特定施設又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けられることができる体制となっていますか。) → 次の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有 ・ 無) ・当該施設内で他職種と兼務している場合は その職種名 () ・同一の事業者によって設置された他事業所、施設等と兼務している場合は、兼務している全ての事業所名、サービス種類、職種名、1週間あたりの勤務時間数 事業所名 : () () サービス種類 : () () 職種名 : () () 勤務時間 : () ()	基準第192条の5 (予防基準第256条)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅲ 設備基準					
8 設備及び備品等	建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く)は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。	基準第192条の6 (予防基準第257条)	☐	☐	☐
	居室、浴室、便所、食堂を有していますか。(居室が25㎡以上の場合は食堂を設けないことができる)		☐	☐	☐
	各設備は次の基準を満たしていますか。		☐	☐	☐
	【居室】 ・1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするができるものとする。 ・プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ・地階に設けてはならないこと。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ・非常通報装置又はこれに代わる設備を設けていること。		☐	☐	☐
	【浴室】 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。		☐	☐	☐
	【便所】 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。		☐	☐	☐
	【食堂】 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること。		☐	☐	☐
	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。		☐	☐	☐
	構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。		☐	☐	☐
	Ⅳ 運営基準				
9 内容及び手続きの説明及び同意	あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。	基準第192条の7 (予防基準第258条)	☐	☐	☐
	※下記の重要事項が全て記載されていますか。 □運営規程の概要 □従業者の勤務体制 □外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務分担の内容 □受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類 □居室、浴室、食堂の概要 □要介護状態区分又は要支援の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 □安否確認の方法及び手順 □利用料の額及びその改定の方法 □事故発生時の対応 □その他入居申込者のサービス選択に資すると認められる事項		☐	☐	☐
	※従業者の員数は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていませんか。 ※契約書には、介護サービスの提供の方法及び利用料その他の費用の額、契約解除の条件を記載していますか。		☐	☐	☐
	より適切なサービス提供を行うため、利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記していますか。		☐	☐	☐
10 受託居宅サービスの提供	特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑な受託サービスが提供されるよう、従業者による会議、サービス提供等に係る情報の伝達、サービス計画作成にあたっての協議等を行っていますか。 受託居宅サービス事業者が受託サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させていますか。	基準192条の8 (予防基準第260条)	☐	☐	☐
11 サービス提供の開始等	正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んだことはありませんか。	基準第192条の12：第179条準用 (予防基準第262条：第235条準用)	☐	☐	☐
	入居者が特定施設入居者生活介護に代えて当該特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスの利用を妨げていませんか。		☐	☐	☐
	入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。		☐	☐	☐
	特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
12 受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。	基準第192条 12：第11条準用 (予防基準第262条：第49条の5準用)	☐	☐	☐
13 要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。 要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	基準第192条：第12条準用 (予防基準第262条：第49条の6準用)	☐	☐	☐
14 サービスの提供の記録	サービス提供開始に際しては、開始年月日及び施設の名称を、サービス提供終了に際しては、終了年月日を利用者の被保険者証に記載していますか。 介護サービスを提供した際は、サービス提供日、提供した具体的なサービスの内容及び利用者の状況等の必要な事項を書面に記録していますか。	基準第192条の12：第181条準用 (予防基準第262条：第237条準用)	☐	☐	☐
15 利用料等の受領	利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額(介護予防サービス費用基準額)の1割、2割又は3割(法令により給付率が9割、8割又は7割でない場合はそれに応じた割合)の支払を受けていますか。 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。 利用料のほかには、次の費用の額以外の支払を受けていませんか。 (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 (2) おむつ代 (3) 特定施設入居者生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ※平成12年3月30日付け通知、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(老企第52号)」、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(老企第54号)」を参照 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。 領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	基準第192条の12：第182条準用 (予防基準第262条：第238条準用)	☐	☐	☐
16 保険給付の請求のための証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っていますか。	法第41条第8項 施行規則第65条 基準第192条の12：第21条準用 (予防基準第262条：第50条の2準用)	☐	☐	☐
17 特定施設入居者生活介護の取扱い方針(身体的拘束等の禁止)	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うよう努めていますか。 サービス提供は特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明していますか。 サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※切迫性、非代替性、一時性の要件を満たしていますか。 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。 指針に以下の項目は含まれていますか。 □施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 □身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 □身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 □施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 □身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 □入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 □その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施していますか。 ※新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	基準第192条の12：第183条準用 (予防基準第262条：第239条準用)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
18 特定施設サービス計画の作成	管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	基準第192条の12:基準第184条準用 (予防基準第264条:第247条準用)	☐	☐	☐
	計画作成担当者は、計画作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。		☐	☐	☐
	計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成していますか。		☐	☐	☐
	計画作成担当者は、サービス計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	特定施設サービス計画を利用者に交付していますか。		☐	☐	☐
	計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っていますか。		☐	☐	☐
	※計画の変更を行う場合も、上記の計画作成に準じて行うこと。		☐	☐	☐
	短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合、居宅介護支援事業所から特定施設サービス計画の提供の求めがあった際には、当該特定施設サービス計画を提供することに協力するよう努めていますか。		☐	☐	☐
	計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成していますか。		☐	☐	☐
19 相談及び援助	受託居宅サービス事業者の計画(訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画、地域密着型通所介護計画等)は、特定施設サービス計画と整合が図られていますか。		☐	☐	☐
	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援をしていますか。	基準第192条の12:基準第187条準用 (予防基準第264条:第250条準用)	☐	☐	☐
20 利用者の家族との連携等	利用者の生活及び健康状態の状況並びにサービスの提供状況を定期的に家族に報告する等により、常に利用者の家族との連携を図るとともに、行事への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	基準第192条の12:基準第188条準用 (予防基準第264条:第251条準用)	☐	☐	☐
21 管理者の責務	管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。 また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	基準第192条の12:第52条準用 (予防基準第262条:第52条準用)	☐	☐	☐
22 運営規程	特定施設入居者生活介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 □事業の目的及び運営の方針 □従業者の職種、員数及び職務内容※1 □入居定員及び居室数 □外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 □受託サービス事業者及び受託サービス事業所の名称及び所在地 □利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 □施設の利用に当たっての留意事項 □緊急時等における対応方法 □非常災害対策 □虐待の防止のための措置に関する事項※2 □その他運営に関する重要事項※3 ※1 従業者の員数は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 ※2 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事象が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 ※3 「その他施設の運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。	基準第192条の9 (予防基準第259条)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
23 受託サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）への委託	受託サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託サービス事業所ごとに文書により行っていますか。	基準192条の10（予防基準第260条）	☐	☐	☐
	受託サービス事業者は、指定居宅（介護予防）サービス事業者又は指定地域密着型（地域密着型介護予防）サービス事業者ですか。		☐	☐	☐
	受託サービス事業者が提供するサービスの種類は、（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与及び（介護予防）認知症対応型通所介護となっていますか。		☐	☐	☐
	事業開始にあたっては、（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所介護を提供する事業者と、サービス提供に関する業務を委託する契約を文書にて締結していますか。		☐	☐	☐
	事業開始にあたって契約を締結すべき受託サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、サービス提供に関する業務を委託する契約を文書にて締結していますか。		☐	☐	☐
	（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、当該特定施設と同一の市町村の区域内に所在する事業者と契約を行っていますか。		☐	☐	☐
	受託サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。		☐	☐	☐
	受託サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録していますか。		☐	☐	☐
	受託サービス事業者に委託した業務を再委託させていませんか。		☐	☐	☐
			☐	☐	☐
24 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、勤務の体制を定めていますか。	基準第192条の12・第190条準用（予防基準第262条・第241条準用）	☐	☐	☐
	※原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者・機能訓練指導員・計画作成担当者の業務関係等を定めていますか。		☐	☐	☐
	当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。		☐	☐	☐
	※ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。		☐	☐	☐
	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。		☐	☐	☐
	従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。		☐	☐	☐
	※令和6年4月1日より義務化				
	全ての従業者（医療・福祉関係の資格を有する者（※1）を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。また、新たに採用した従業者（医療・福祉関係の資格を有する者（※1）を除く）は、新卒採用・中途採用を問わず、採用後1年を経過するまでに受講させていますか。		☐	☐	☐
	※1看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等		☐	☐	☐
	※2令和3年4月～3年間の経過措置により令和6年3月31日までは努力義務				
※令和6年4月1日より義務化	職場におけるハラスメントの防止のため、事業主は以下の措置を講じていますか。		☐	☐	☐
	＜事業主が講ずべき措置の具体的内容＞ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。		☐	☐	☐
	①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発すること。		☐	☐	☐
	②相談（苦情を含む。以下同じ）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定め、従業者へ周知すること。		☐	☐	☐
	＜事業主が講じることが望ましい取組＞ 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例としては以下のとおりである。 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
25 業務継続計画の策定等	感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう、特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、特定施設従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施していますか。 業務継続計画には、以下の項目等を記載していますか。 ●感染症に係る業務継続計画 ①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ●災害に係る業務継続計画 ①平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ③他施設及び地域との連携	基準第192条の12：第30条の2準用（予防基準第262条：第53条の2の2準用）	☐	☐	☐
	●研修（年2回以上＋新規採用時） 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしていますか。 また、研修の実施内容についても記録していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		☐	☐	☐
	●訓練（シミュレーション）（年2回以上） 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地を実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		☐	☐	☐
	●研修（年2回以上＋新規採用時） 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしていますか。 また、研修の実施内容についても記録していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		☐	☐	☐
26 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ※消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施について、防火管理者を置くこととされている特定施設入居者生活介護事業所にあつてはその者に行わせていますか。（また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている特定施設入居者生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせていますか） ※関係機関への通報及び連携体制の整備に関して、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努めていますか。	基準第192条の12：第103条準用（予防基準第262条：第120条の4準用）	☐	☐	☐
	訓練の実施に当たって、地域住民及の参加が得られるよう連携に努めていますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
27 衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	基準第192条の12:第104条準用 (予防基準第262条:第139条の2準用)	☐	☐	☐
	食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っていますか。		☐	☐	☐
	特に、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症等の感染症の発生及びまん延を防止するために必要な措置を講じていますか。		☐	☐	☐
	感染症の予防及びまん延の防止のために、次の措置を講じていますか。 □感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置と開催（おおむね6月に1回以上） □感染対策を担当する者の設置 □感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定 □感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施（それぞれ年2回以上）		☐	☐	☐
	感染対策を担当する者の設置について、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任していますか。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		☐	☐	☐
28 掲示	感染症の予防及びまん延防止のための指針に次の項目は記載されていますか。 ①平常時の対策 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 ②発生時の対応 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等 ※また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 ※「介護現場における感染対策の手引き」参照。	基準第192条の12:第32条準用 (予防基準第262条:第53条の4準用)	☐	☐	☐
	※令和7年4月1日より義務化 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。（ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。）		☐	☐	☐
29 秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	基準第192条の12:第33条準用 (予防基準第262条:第53条の5準用)	☐	☐	☐
	事業所の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 （秘密保持誓約書や就業規則に「退職後も」秘密を漏らさない旨の記載はありますか。）		☐	☐	☐
	サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ個別に文書による同意を得ていますか。		☐	☐	☐
30 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	基準第192条の12:第34条準用 (予防基準第262条:第53条の6準用)	☐	☐	☐
31 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する利益供与の禁止	居宅介護（介護予防）支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第192条の12:第35条準用 (予防基準第262条:第53条の7準用)	☐	☐	☐
32 苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数 : (月 件程度) 苦情相談窓口の設置 : (有 ・ 無) 相談窓口担当者 : ()	基準第192条の12:第36条準用 (予防基準第262条:第53条の8準用)	☐	☐	☐
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
33 協力医療機関	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定め、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。	基準第192条の12:第191条準用 (予防基準第262条:第242条準用)	☐	☐	☐
	また、新興感染症の診療を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めていますか。		☐	☐	☐
	利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。		☐	☐	☐
	次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めていますか。				
	①利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。		☐	☐	☐
	②当該事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。				
	1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を堺市長に届け出ていますか。		☐	☐	☐
	協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに届け出ていますか。				
34 地域との連携等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規程する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めていますか。	基準第192条の12:第191条の2準用 (予防基準第262条:第53条の9準用)	☐	☐	☐
	※新興感染症とは、同条第7項に規程する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規程する指定感染症又は同条第9項に規程する新感染症をいう。		☐	☐	☐
	協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。		☐	☐	☐
	利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、隊員が可能となった場合においては、再び当該特定施設に速やかに入居させることができるよう努めていますか。		☐	☐	☐
	※必ずしも退院後に再入居を希望する入居者のために常に居室を確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入居できるよう努めなければならないということである。				
	事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。		☐	☐	☐
	地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。		☐	☐	☐
	利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力していますか。		☐	☐	☐
35 事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。	基準第192条の12:第37条準用 (予防基準第262条:第53条の10準用)	☐	☐	☐
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。		☐	☐	☐
	→損害賠償保険への加入:(有・無)		☐	☐	☐
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
36 虐待の防止	虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止に関する措置を講じていますか。 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために以下の事項を実施していますか。 ☐ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置（年1回以上） ☐ 虐待の防止のための指針の策定 ☐ 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施（年2回以上） ☐ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置 指針に盛り込むべき項目 ☐ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ☐ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ☐ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針 ☐ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ☐ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ☐ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ☐ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者について、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任していますか。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	基準第192条の12:第37条の2準用 (予防基準262条:第53条の10の2準用)	☐	☐	☐
37 会計の区分	特定施設ごとに経理を区分するとともに、他の事業との会計を区分していますか。	基準第192条の12:第38条準用 (予防基準第262条:第53条の11準用)	☐	☐	☐
38 記録の整備	従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備していますか。 利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（サービス提供記録は提供日から5年間）保存していますか。 ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 ①特定施設サービス計画 ②受託サービス事業者から受けた報告に係る記録 ③受託サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録 ④市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦特定施設入居者生活介護を提供した際の、具体的なサービス内容等の記録 ⑧身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑨基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録	基準第192条の11 (予防基準第261条)	☐	☐	☐
39 変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を届け出ていますか。	法第75条 施行規則第131条 (法第115条の5施行規則第140条の22)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
V 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」					
1 高齢者虐待の防止	事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	高齢者虐待防止法第5条	☐	☐	☐
	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	☐	☐	☐
	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。		☐	☐	☐
	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。		☐	☐	☐
	利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。		☐	☐	☐
	利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていませんか。		☐	☐	☐
	高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	☐	☐	☐
VI 業務管理体制の整備					
1 業務管理体制の整備	1. 事業者(法人)内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 また、どのように周知されていますか。 《周知方法: 》	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40	☐	☐	☐
	①法令遵守責任者の選任 【全ての法人】 事業者(法人)において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出ていますか。 《法令遵守責任者の届出: 済・未済》 《所属・職名: 氏名: 》		☐	☐	☐
	②法令遵守規程の整備【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】 事業者(法人)において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知していますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。 《規程の概要の届出: 済・未済》		☐	☐	☐
	③業務執行の状況の監査【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】 事業者(法人)において、業務執行の状況の監査を定期的実施していますか。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。 《監査の方法の概要の届出: 済・未済》		☐	☐	☐
	2. 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。		☐	☐	☐
	3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。 ※ 所管庁(届出先) ◎指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣 ◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事 ◎すべての指定事業所等が堺市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課) ◎地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、すべての指定事業所が堺市内に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課) ◎上記以外の事業者 ⇒大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅶ 介護給付費関係					
1 基本的事項	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号及び平成18年厚生労働省告示第165号の別表1により算定していますか。 ただし、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、事前に届出を行った場合は、この限りではありません。	平12厚告19の一 算定基準別表10 (平18厚告127の一 予防算定基準別表の8)	☐	☐	☐
	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平12厚告19の二 (平18厚告127の二)	☐	☐	☐
	1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平12厚告19の三 (平18厚告127の三)	☐	☐	☐
	利用者の要介護(要支援)状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	算定基準別表10注1 (予防算定基準別表8注1)	☐	☐	☐
2 限度額単位数	限度額単位数は、要介護(要支援)状態区分に応じて次のとおりとなっていますか。 ・要支援1 5,032単位 ・要支援2 10,531単位 ・要介護1 16,355単位 ・要介護2 18,362単位 ・要介護3 20,490単位 ・要介護4 22,435単位 ・要介護5 24,533単位	平18厚告165の一 (平18厚告165の二)	☐	☐	☐
3 基本サービス単位	利用者に対し、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が基本サービスを行った場合、1日につき次の単位を算定していますか。 ・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費…84単位 ・外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費…57単位	平18厚告165別表第一の1注1 (平18厚告165別表第二の1注1)	☐	☐	☐
4 障害者等支援加算	養護老人ホームである事業所において、知的障害又は精神障害を有する利用者であって、これらの障害の状況により、居宅サービス基準第192条の2(介護予防サービス基準第253条)に規定する基本サービスの提供に当って、特に支援を必要とするものに対して基本サービスを行った場合に、1日につき20単位を加算していますか。	平18厚告165別表第一の1注2 (平18厚告165別表第二の1注2)	☐	☐	☐
5 人員基準欠如減算	人員基準に定める員数の看護職員及び介護職員が配置されていない状況で行われた特定施設入居者生活介護については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 【看護・介護職員の人員基準欠如について】 ・人員基準上必要とされる人員から1割を超えて減少 ⇒その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。(介護給付費の70/100を算定) ・1割の範囲内で減少 ⇒その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者の全員について減算される。(介護給付費の70/100を算定) ※ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。	平12告27通所介護費等の算定方法 五 〇 (平12告19通所介護費等の算定方法 十九 〇)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
6 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 【訪問介護】	利用者に対して訪問介護に係る受託居宅サービス事業者の訪問介護員等がサービス提供を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算定していますか。	平18厚告165別表第一の2注1	☐	☐	☐
	身体介護が中心である訪問介護を行った場合に次のとおり所定単位数を算定していますか。 ※介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限り算定していますか。 ①所要時間15分未満の場合…94単位 ②所要時間15分以上30分未満の場合…189単位 ③所要時間30分以上1時間30分未満の場合…256単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに85単位を加算した単位数 ④所要時間1時間30分以上の場合…548単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに36単位を加算した単位数	平18厚告165別表第一の2注2	☐	☐	☐
	生活援助が中心である訪問介護を行った場合に次のとおり所定単位数を算定していますか。 ①所要時間15分未満の場合…48単位 ②所要時間15分以上1時間未満の場合…94単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 ③所要時間1時間以上1時間15分未満の場合…214単位 ④所要時間1時間15分以上の場合…256単位 通院等のための乗降介助が中心である場合、1回につき85単位を算定していますか。	平18厚告165別表第一の2注3	☐	☐	☐
	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 【訪問介護】	平18厚告165別表第一の2注4 (平18厚告165別表第二の2)	☐	☐	☐
7 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 【訪問入浴介護】	利用者に対して介護予防訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者の訪問介護員等がサービス提供を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。 (1)1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 …1,032単位 (2)1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 …2,066単位 (3)(2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る) …3,277単位	平18厚告165別表第一の3	☐	☐	☐
	訪問入浴介護費のイの注1から注10まで及びロからハまでについては、適用しません。		☐	☐	☐
	利用者に対して介護予防訪問入浴介護に係る受託介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人がサービス提供を行った場合は、介護予防訪問入浴介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注10まで及びロからホまでについては、適用しません。	(平18厚告165別表第二の4)	☐	☐	☐
8 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 【訪問看護】	通院が困難な利用者に対して、訪問看護に係る受託居宅サービス事業者の看護師等が、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づきサービス提供を行った場合には、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算定した、訪問看護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。 ※准看護師によるサービス提供は不可。 所要時間が20分未満のものについては、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り、算定していますか。 准看護師が所要時間20分未満の訪問看護を行った場合は、訪問看護費に100分の81を乗じて得た単位数を算定していますか。 訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて訪問看護を行った場合、1回につき100分の81に相当する単位数を算定していますか。 イからニまでについては、訪問看護費のイからハまでの注1から注16まで及び注18から注20まで並びにニからリまでについては、適用しません。	平18厚告165別表第一の4	☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 【介護予防訪問看護】	通院が困難な利用者に対して、介護予防訪問看護に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等がその主治の医師の指示及び介護予防訪問看護計画に基づきサービス提供を行った場合には、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置づけられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算出した、介護予防訪問看護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表第二の5)	☐	☐	☐
	所要時間が20分未満のものについては、介護予防訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている介護予防訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り、算定していますか。		☐	☐	☐
	准看護師が所要時間20分未満の介護予防訪問看護を行った場合は、介護予防訪問看護費に100分の81を乗じて得た単位数を算定していますか。		☐	☐	☐
	訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて訪問看護を行った場合、1回につき100分の81に相当する単位数を算定していますか。		☐	☐	☐
	イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ及びロの注1から注13まで、注15及び注17まで並びにハからトまでについては、適用しません。		☐	☐	☐
9 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 【訪問リハビリテーション】	通院が困難な利用者に対して、訪問リハビリテーションに係る受託居宅サービス事業者の理学療法士等が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づきサービス提供を行った場合は、訪問リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の5	☐	☐	☐
	訪問リハビリテーション費のイの注1から注11まで、注13及び注14並びにロからニについては、適用しません。		☐	☐	☐
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 【介護予防訪問リハビリテーション】	通院が困難な利用者に対して、介護予防訪問リハビリテーションに係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士等が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、サービス提供を行った場合は、介護予防訪問リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表第二の6)	☐	☐	☐
	介護予防訪問リハビリテーション費のイの注1から注9まで及び注11から注13まで並びにロ及びハについては、適用しません。		☐	☐	☐
10 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 【通所介護】	利用者に対して通所介護に係る受託居宅サービス事業者が通常規模、大規模型（Ⅰ）又は大規模型（Ⅱ）事業所として都道府県知事に届け出た通所介護事業所においてサービス提供を行った場合は、当該施設区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の6	☐	☐	☐
	厚生省告示に規定する利用者（※）に対して、所要時間2時間以上3時間未満のサービス提供を行う場合は、通所介護費のイ（2）、ロ（2）又はハ（2）の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定していますか。 ※心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者		☐	☐	☐
	イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注24まで並びにニ及びホまでについては、適用しません。		☐	☐	☐
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 【通所介護】	利用者に対して、通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ（2）（※）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た通所介護事業所において、通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 ※人員基準に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。 (1) 要支援1 1,511単位 (2) 要支援2 3,099単位	平18厚告165別表第二の3	☐	☐	☐
11 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 【通所リハビリテーション】	利用者に対して通所リハビリテーションに係る受託居宅サービス事業者が、通所リハビリテーション事業所においてサービス提供を行った場合は、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算出した、通所リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚告165別表第一の7	☐	☐	☐
	通所リハビリテーション費のイ及びロの注1から注24まで並びにハからヘまでは適用しません。		☐	☐	☐
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 【介護予防通所リハビリテーション】	利用者に対して介護予防通所リハビリテーションに係る受託介護予防サービス事業者が、都道府県知事に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所においてサービス提供を行った場合は、利用者の要支援状態区分に応じて、介護予防通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表第二の7)	☐	☐	☐
	また、加算については次のとおり算定していますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
	①栄養改善加算 栄養改善サービスを行った場合、1月につき180単位を加算していますか。		☐	☐	☐
	②口腔機能向上加算 口腔機能向上サービスを行った場合、1月につき135単位を加算していますか。		☐	☐	☐
	次に掲げる厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、あらかじめ届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所が利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、一体的サービス提供加算として、1月につき480単位を加算していますか。 ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合には、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イからニまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの注1から注10まで及びロからヌまでについては、適用しません。		☐	☐	☐
12 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 【福祉用具貸与】	利用者に対して、福祉用具貸与に係る受託居宅サービス事業者が、サービス提供を行った場合は、現に要した費用の額を当該特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を算定していますか。 ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準(※)を満たさない福祉用具貸与を行った場合は、当該福祉用具貸与に係る単位数は、算定しない。 ※サービスの提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具のすべての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注5まで及び注7については、適用しません。	平18厚告165別表第一の8	☐	☐	☐
	利用者に対して介護予防福祉用具貸与に係る受託介護予防サービス事業者が、サービス提供を行った場合は、現に要した費用の額を当該介護予防特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を算定していますか。 ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準(※)を満たさない介護予防福祉用具貸与を行った場合は、当該介護予防福祉用具貸与に係る単位数は、算定しない。 ※サービスの提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具のすべての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。 指定予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1から注5まで及び注7については、適用しません。	(平18厚告165別表第二の8)	☐	☐	☐
13 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 【地域密着型通所介護】	利用者に対して地域密着型通所介護に係る受託居宅サービス事業者において、地域密着型通所介護を行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、地域密着型通所介護費に90/100を乗じて得た単位数を算定していますか。 利用者(※)に対して、地域密着型通所介護受託居宅サービス事業者が、療養通所介護事業所において、療養通所介護を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画に位置付けられた内容の療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、地域密着型通所介護費の療養通所介護費の口の単位数に90/100を乗じて得た単位数を算定していますか。 ※難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの 利用者に対して、地域密着型通所介護受託居宅サービス事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合は、地域密着型通所介護費イ(2)(所要時間4時間以上5時間未満の場合)に63/100を乗じて得た単位数を算定していますか。 イからハまでについては、地域密着型通所介護のイからハまでの注1から注26まで、注28及び注29並びにニ及びホについては、算定しない。	平18厚告165別表第一の9	☐	☐	☐
	利用者に対して認知症対応型通所介護に係る受託居宅サービス事業者が、市町村に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型認知症対応型通所介護事業所においてサービス提供を行った場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算定した、認知症対応型通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。 利用者(※)に対して、所要時間2時間以上3時間未満のサービス提供を行う場合は、認知症対応型通所介護費のイ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定していますか。 ※心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注20まで並びにハ及びニについては、適用しません。	平18厚告165別表第一の10	☐	☐	☐
			☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
外部サービス 利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 【介護予防認知症対応型通所介護】	利用者に対して介護予防認知症対応型通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が市町村に届け出た単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所においてサービス提供を行った場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間で算定した、介護予防認知症対応型通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか。	(平18厚告165別表第二の9)	☐	☐	☐
	厚生労働大臣が定める利用者(※)に対して、所要時間2時間以上3時間未満のサービス提供を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定していますか。		☐	☐	☐
	※心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者				
	①個別機能訓練加算 個別機能訓練を行った場合、1日につき24単位を加算していますか。		☐	☐	☐
	②栄養改善加算 栄養改善サービスを行った場合、1月につき180単位を加算していますか。		☐	☐	☐
	③口腔機能向上加算 口腔機能向上サービスを行った場合、1月につき135単位を加算していますか。		☐	☐	☐
	イ～ホについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注19まで並びにハからニまでについては、適用しません。		☐	☐	☐

法：介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

施行規則：介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

基準条例：堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日条例第58号)

基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)

予防基準：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)

解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

算定基準：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

予防算定基準：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令告示第127号)

留意事項：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

予防留意事項：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)